

# (韓国) 出入国管理法

[施行 2009. 6. 20] [法律第 9140 号、2008. 12. 19 一部改定]

## 【用語の解説】

(韓国) (日本)

- ・滞留……在留
- ・発給……発行
- ・就業……就労
- ・出席……出頭
- ・検査……捜索
- ・尋問……取調
- ・法院……裁判所

## 第 3 章 外国人の入国及び上陸

### 第 1 節 外国人の入国

第 7 条 (外国人の入国) ①外国人が入国しようとするときは、有効な旅券又は法務部長官が発給した査証を所持していなければならない。

②次の各号の一に該当する外国人は、前項の規定にかかわらず査証なく入国することができる。

1. 再入国許可を受けた者又は再入国許可が免除された者として、その許可又は免除期間が満了する前に入国する者
2. 大韓民国と査証免除協定を締結した国家の国民として、その協定により免除対象となる者
3. 国際親善・観光又は大韓民国の利益等のために入国する者として、大統領令で定めるところにより別途に入国許可を受けた者
4. 難民旅行証明書の発給を受けて出国し、その有効期間が満了する前に入国する者

③法務部長官は、公共秩序の維持又は国家利益のため必要があると認められるときは、第 2 項第 2 号の者に対し査証免除協定の適用を一時停止することができる。

④大韓民国と修交しない国家又は法務部長官が外交通商部長官と協議の上指定した国家の国民は、第 1 項の規定にかかわらず大統領令で定めるところにより、在外公館の長又は事務所長又は出張所長が発給した外国人入国許可書により入国することができる。

### ⑤ 削除

第 7 条の 2 (虚偽招請等の禁止) 何人も外国人を入国させる目的で次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

1.虚偽記載又は虚偽の身元保証等の不正な方法により、外国人を招請する行為又はこれを斡旋する行為

2.虚偽により、査証又は査証発給認定書を申請する行為又はこれを斡旋する行為

第8条(査証)①第7条の規定による査証は、1回に限り入国することができる単数査証と2回以上入国することができる複数査証に区分する。

②法務部長官は、査証発給に関する権限を大統領令で定めるところにより、在外公館の長に委任することができる。

③査証発給に関する基準及び手続は、法務部令で定める。

第9条(査証発給認定書)①法務部長官は、第7条第1項の規定による査証を発給するに先立ち、特に必要があると認められるときは、入国しようとする外国人の申請により、査証発給認定書を発給することができる。

②前項の規定による査証発給認定証の発給申請は、その外国人を招請しようとする者が代理することができる。

③第1項の規定による査証発給認定書の発給対象・発給基準及び手続は、法務部令で定める。

第10条(滞留資格)①外国人として入国しようとする者は、大統領令で定める滞留資格を有していなければならない。

②一回に付与できる滞留資格ごとの滞留期間の上限は、法務部令で定める。

第11条(入国の禁止等)①法務部長官は、次の各号の一に該当する外国人に対しては入国を禁止することができる。

1. 伝染病患者・麻薬類中毒者その他公衆衛生上危害を及ぼすおそれがあると認められる者
2. 銃砲・刀剣・火薬類等取締法で定める銃砲・刀剣・火薬類等を違法に所持し、入国しようとする者
3. 大韓民国の利益又は公共の安全を害する行動を行う恐れがあると認められるに相当の理由がある者
4. 経済秩序又は社会秩序を害し、又は善良な風俗を害する行動を行う恐れがあると認められるに相当の理由がある者
5. 事理を弁識する能力がなく、国内での滞留活動を補助する者がいない精神障害者、又は国内滞留費用を負担する能力がない者その他救護を要する者

6. 強制退去命令を受けて出国後、5年が経過しない者

7. 1910年8月29日から1945年8月15日まで日本政府、日本政府と同盟関係にあった政府、日本政府の優越した力が及んでいた政府の指示又は連繋のもとで、人種、民族、宗教、国籍、政治的見解等を理由として人を虐殺・虐待する事に関与した者

8. その他第1号から第7号までの一に準ずる者として、法務部長官がその入国が不適當であると認める者

②法務部長官は、入国しようとする外国人の本国が第1項各号以外の事由により国民の入国を拒否するときは、その者と同じ事由によりその外国人の入国を拒否することができる。

第12条(入国審査)①外国人が入国しようとするときは、入国する出入国港において出入国管理公務員の入国審査を受けなければならない。

②第6条第1項但書の規定は、前項の場合にこれを準用する。

③出入国管理公務員は、入国審査をする場合において次の各号の要件を満たしていることを審査し、入国を許可する。

1. 旅券又は査証が有効であること。但し、査証は、これを必要とする場合に限る。

2. 入国目的が滞留資格と符合すること

3. 滞留期間が法務部令で定めるところにより、定められたものであること

4. 第11条の規定による入国の禁止又は拒否の対象でないこと

④出入国管理公務員は、外国人が第3項各号の要件を満たしていると認められないときは、入国を許可しないことができる。

⑤出入国管理公務員は、第7条第2項第2号又は第3号に該当する者に対し入国を許可するときは、大統領令で定めるところにより、滞留資格を付与し滞留期間を定めなければならない。

⑥出入国管理公務員は、第1項又は第2項の規定による審査をするために船舶等に出入することができる。

⑦第5条第2項の規定は、第1項及び第2項の場合にこれを準用する。

第12条の2(船舶等の提供禁止)①何人も外国人を不法に入国又は出国させ、又は大韓民国を經由して他の国に不法に入国させる目的で船舶等や旅券又は査証・搭乗券その他出入国に使用できる書類及び物品を提供し、又はこれを斡旋してはならない。

②何人も不法に入国した外国人を、大韓国内において隠匿又は逃避させ、又はその目的で交通手段を提供し、又はこれを斡旋してはならない。

第12条の3(外国人の旅券等の保管)①第5条第2項の規定は、外国人の偽造又は変造された旅券・船員身分証明書について、これを準用する。

②出入国管理公務員は、この法律に違反して調査中の者として、第46条の規定により強制退去対象者に該当する出入国事犯の旅券・船員身分証明書を発見したときは、これを回収し保管することができる。

第13条(条件付入国許可)①事務所長又は出張所長は、次の各号の一に該当する外国人に対しては、大統領令で定めるところにより、条件付入国を許可することができる。

1. やむを得ない事由により、第12条第3項第1号の要件を備えることができないが、一定期間内にその要件を備えることができると認められる者

2. 第11条第1項各号の一に該当する疑いがあり、又は第12条第3項第2号の要件を備えていない疑いがあるとして、特別に審査する必要があると認められる者

3. その他事務所長又は出張所長が条件付入国を許可する必要があると認められる者

②事務所長又は出張所長は、第1項の規定による条件付入国を許可するときは、条件付入国許可書を発給しなければならない。この場合、その許可書には住居の制限、出席要求に応じる義務その他必要な条件を付さなければならない。必要があると認められるときは、1千万ウォン以下の保証金を預置させることができる。

③事務所長又は出張所長は、第1項の規定による条件付入国許可を受けた外国人がその条件に違反したときは、その預置された保証金の全部又は一部を国庫に帰属させることができる。

④第2項及び第3項の規定による保証金の預置及び返還又は国庫帰属手続は、大統領令で定める。

## 第2節 外国人の上陸

第14条(乗務員の上陸許可)①出入国管理公務員は、次の各号のいずれかに該当する外国人乗務員に対し、船舶等の長又は運輸業者又は本人からの申請があるときは、15日の範囲内で乗務員上陸の許可をすることができる。但し、第11条第1項の各号のいずれかに該当する外国人乗務員については、この限りでない。

1. 乗船中の船舶等が大韓民国内出入国港において停泊している間、休養等の目的で上陸しようとする外国人乗務員

2. 大韓民国内出入国港に入港予定又は停泊中の船舶等に乗換えようとする外国人乗務員

②出入国管理公務員は前項の規定による申請がある場合、次の各号の書類を確認しなければならない。

- 1.前項第1号に該当する外国人乗務員が船員の場合は、船員身分証明証
- 2.前項第2号に該当する外国人乗務員が船員の場合は、旅券及び大統領令で定める書類  
但し、第7条第2項第3号に該当する者の場合は、旅券
- 3.その他の外国人乗務員の場合は、旅券

③出入国管理公務員は第1項の規定による許可をするときは、乗務員上陸許可書を発給しなければならない。この場合乗務員上陸許可書には上陸許可の期間、行動地域の制限その他必要な条件を付することができる。

④第3項後段の規定にかかわらず、第1項第2号に該当する外国人乗務員に対する乗務員上陸許可については、第12条第5項の規定を準用する。

⑤事務所長又は出張所長は、乗務員上陸許可を受けた外国人乗務員に対し、必要があると認められるときは、その上陸許可の期間を延長することができる。

⑥第3項の規定により発行を受けた乗務員上陸許可書は、その船舶等が最終出航するまでに国内の他の出入国港においても引き続き使用することができる。

第15条(緊急上陸許可)①出入国管理公務員は、船舶等に乗っている外国人(乗務員を含む)が疾病その他事故により、緊急に上陸する必要があると認められるときは、その船舶等の長又は運輸業者の申請により30日の範囲内において緊急上陸の許可をすることができる。

②第14条第3項及び第5項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。この場合"乗務員上陸許可書"は、"緊急上陸許可書"と、"乗務員上陸許可"は、"緊急上陸許可"と読み替えるものとする。

③船舶等の長又は運輸業者は、緊急上陸した者の生活費・治療費・葬儀費その他上陸中に発生したすべての費用を負担しなければならない。

第16条(災難上陸許可)①事務所長又は出張所長は、遭難した船舶等に乗っている外国人(乗務員を含む)を緊急に救助する必要があると認められるときは、その船舶等の長、運輸業者、水難救護法による救護業務執行者又はその外国人を救助した船舶等の長の申請により30日の範囲内において災難上陸の許可をすることができる。

②第14条第3項及び第5項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。この場合"乗務員上陸許可書"は、"災難上陸許可書"と、"乗務員上陸許可"は、"災難上陸許可"と読み替えるものとする。

③第15条第3項の規定は、災難上陸許可を受けた者の場合にこれを準用する。この場合"緊急

上陸"は、"災難上陸"と読み替えるものとする。

第16条の2(難民臨時上陸許可)①事務所長又は出張所長は、船舶等に乗っている外国人が難民協約第1条A(2)に規定された理由その他これに準ずる理由でその生命・身体又は身体を侵害されるおそれがある領域から逃避して直ちに大韓民国に庇護を申請する場合、その外国人を上陸させるに値する相当な理由があると認められるときは、法務部長官の承認を得て90日の範囲内において難民臨時上陸許可をすることができる。この場合法務部長官は、外交通商部長官と協議しなければならない。

②第14条第3項及び第5項の規定は、第1項の場合にこれを準用する。この場合"乗務員上陸許可書"は、"難民臨時上陸許可書"と、"乗務員上陸許可"は、"難民臨時上陸許可"と読み替えるものとする。